# **六価クロム化合物に係る排水基準見直しの考え方及び排水基準（案）**

資料４

## **１　六価クロム化合物に係る排水基準見直しに当たっての基本的考え方**

今回の排水基準の見直しに当たっては、下記のとおり、これまでの健康項目に係る排水基準等設定に当たっての基本的考え方を踏まえて検討する。

＜健康項目に係る排水基準設定の基本的考え方＞

○上水道水源地域においては水源の安全性を確保するため、原則として環境基準値を上乗せ排水基準として、法に定める特定事業場に適用する。

○上水道水源地域以外の陸域及び海域に放流する特定事業場には、農作物被害防止など人の健康保護以外の特段の理由がある場合を除き、法の排水基準を適用する。

○生活環境保全条例で定める届出事業場に対しては、特定事業場と同じ排水基準を適用する。

（平成27年５月大阪府環境審議会答申から）

## **２　六価クロム化合物に係る排水基準**

基本的考え方を踏まえると、六価クロム化合物に係る排水基準は表に示すとおりとなる。

**表　六価クロム化合物に係る排水基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 上乗せ条例（特定事業場） | 生活環境保全条例（届出事業場） |
| 上水道水源地域 | 0.02mg/L以下 | 0.02mg/L以下 |
| 上水道水源以外の地域 | 上乗せ条例は適用しない（法の排水基準＊が適用される）＊現時点における見直し案の検討状況：・排水基準を「0.2mg/L以下」とする。・電気めっき業に対する暫定排水基準の設定の可否を検討中。 | 法の排水基準と同じ |

上水道水源地域の既設の特定事業場については、排水濃度が排水基準の見直し案（0.02mg/L）を上回った事例があるが、放流前の水質検査の徹底等により、排水基準の見直し案を満足することは可能と考えられる。また、既設の届出事業場については、排水濃度が排水基準の見直し案（0.02mg/L）を満足している。新設事業場についても、排水処理施設の維持管理の徹底等により、排水基準の見直し案を満足することは可能と考えられる。

したがって、六価クロム化合物に係る排水基準は表のとおりとすることが適当である。

## **３　暫定排水基準**

上水道水源地域の特定事業場及び届出事業場については、２で検討したとおり、既設事業場・新設事業場とも排水基準の見直し案を満足することは可能と考えられることから、暫定排水基準を設ける必要はないと考えられる。

上水道水源地域以外の地域における届出事業場については、基本的考え方を踏まえると、法の暫定排水基準と同じ基準を適用することが適当と考えられるが、現在検討中の法の排水基準の見直し案において、暫定排水基準の設定の可否が検討されているのは電気めっき業のみであり、該当する届出事業場は存在しないため、既設事業場・新設事業場とも暫定排水基準を設ける必要はないと考えられる。

## **４　排水基準の適用開始日**

上水道水源地域の特定事業場及び届出事業場に係る見直し後の排水基準については、水道水源保護の観点から、必要な手続きを踏まえて可能な限り早期に適用することが適当である。

上水道水源地域以外の地域における届出事業場に係る見直し後の排水基準については、法の排水基準の改正に合わせて適用することが適当である。